

令和 2 年 6 月 1 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K03126

研究課題名(和文)パリ民事籍簿復元事業の実証的研究 近代国家の政治社会史

研究課題名(英文) Study on the Reconstruction of Parisian Civil Status Records (1872-1897):
Towards a Social and Political History of the Modern State

研究代表者

長井 伸仁 (NAGAI, Nobuhito)

東京大学・大学院人文社会系研究科(文学部)・准教授

研究者番号：10322190

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円

研究成果の概要(和文)：パリの民事籍簿は1871年の火災により大半が焼失したが、その約3分の1は関連文書などをもとに復元され、代替の民事籍記録として用いられた。本研究は、この復元事業を調査することで、個人情報管理についての行政・市民双方の意識を析出するものである。研究の結果、国とパリ市はおおむね事業を重要視していた一方で、協力を拒んだ行政組織もあったこと、住民にも無関心ないし消極的な姿勢がみられたことなどが明らかになった。19世紀後半のフランスは、統治機構の整備と公民意識の浸透のいずれにおいても、いまだ近代国家とは言いがたかったのである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

今日、行政が市民の基礎的個人情報(氏名、生年月日、家族構成など)を把握し適宜活用すること、市民自身がそうした情報を必要に応じて公文書によって証明できることは、自明である。しかし、19世紀後半のフランス・パリでおこなわれた民事籍簿復元事業の際、行政や住民の一部には非協力的な姿勢がみられた。当時のフランスでは、行政による個人情報の把握と、市民によるその利用とは、自明のことではなかった。私たちになじみのある統治技術や公民意識は、歴史のなかで徐々に形成されていったと考えられる。

研究成果の概要(英文)：In May 1871, almost all civil status records in Paris were destroyed in the fire provoked during the Paris Commune. Of these documents, nearly one-third were officially reconstructed in a joint effort between the Paris City Council and the French State. The present study deals with this reconstruction project, in order to understand how, in this era of democratisation and industrialisation, officials and inhabitants considered and treated personal information records. Besides the state government and the municipal authority's willingness to achieve the project, some ministries as well as some inhabitants were reluctant to cooperate. In the second half of the 19th century, France was not yet a modern state in terms of administrative organisation and civic consciousness.

研究分野：フランス近現代史

キーワード：フランス 歴史 近代 戸籍 国家 個人情報

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

本研究は、1871年5月のパリ=コミュンの際に焼失した民事籍簿の復元事業を対象とし、事業の概要を明らかにした上で、復元決定に至る過程と議論、市当局・政府・議会・各省庁の対応、さらには住民の反応を調査するものである。それを通して、普通選挙、学校教育、社会保障などが制度化される時期の国家すなわち形成期の近代国家が、実相においてどのようなものであったのかを把握することを目指す。

焼失した民事籍簿のうち記録点数で約3分の1は、19世紀末までに復元された。市に専門の部局が設置され、費用は国とパリ市が折半するかたちで、発行済みの抄本、教会での洗礼・婚姻・埋葬記録、登記簿や公証人文書などをもとに、四半世紀を費やして復元作業がおこなわれたのである。国には普仏戦争の賠償金支払いが、そしてパリ市には破壊された市街地の再建がのしかかる財政的に困難な時期であったにもかかわらず、民事籍簿の復元がなされた事実は、民事籍簿がきわめて重要な存在であったことを物語る。

民事籍簿焼失の事実は、パリ史研究の困難さの一因として歴史研究者の間では広く知られてきたものの、復元事業についての研究はこれまで皆無であった。しかし関連公文書の整理が進められ、2006年にパリ市文書館(Archives de Paris)に分類番号V9E系列として所蔵・公開されたことで、実証的な学術研究が可能になった。本研究は、この史料群を精査することで形成期の近代国家の実相を捉えることを目的とする。

本研究はまた、研究代表者の従来の研究を展開するものでもある。研究代表者は、19世紀パリの政治史・社会史を主たる研究領域のひとつとし、民事籍簿については、パリ市議会議員の研究をおこなうなかで史料として数多く閲覧してきたほか、個人関連の公文書を歴史学においていかに活用できるかについても考察を重ねてきた。本研究は、研究代表者がこれまで史料として活用してきた民事籍簿それ自体を研究対象にし、「制度の社会史」という、同じくこれまで重視してきた視角からの分析を試みたものである。

2. 研究の目的

今日、個人情報の管理に関する法と制度の整備が進められ、またそれらに強い関心が寄せられていることは、周知の通りである。この現象を歴史研究の主題に適したかたちに換言すれば、「国家による市民の管理と、それに関する市民の意識や対応」となるであろう。こうした主題は多くの時代や地域について設定できるが、とりわけ西欧近代史研究において重要である。それは、ひとつには近代国家がそうした個人情報を管理しうる手段、すなわち体系化された統治機構と情報管理の技術を持つに至ったからであり、もうひとつには、人びとが共同体や集団への帰属によって自身を定義していた状態から徐々に脱し、個人としての意識を抱くようになったからである。したがって、国家による個人情報の管理は西欧近代史研究における最重要の問題群のひとつである。本研究が扱う民事籍簿は、その基盤をなす主題といつてよい。

しかしながら、この領域での歴史研究が本格的に進むのはおよそ21世紀に入ってからのことである。移民についての研究が蓄積されるなかで、パスポートの歴史が解明され(J・トーピー『パスポートの発明』原著、2000年)また植民地研究のなかで国籍制度が対象になるなど(遠藤正敬『戸籍と国籍の近現代史』2013年)、国家による個人の掌握・管理という問題系に関して重要な成果が公表されてきている。西欧近代史に関しては、トーピーらによる論集(Jane Caplan, John Torpey, eds., *Documenting Individual Identity. The Development of State Practices in the Modern World*, 2001)が全般的な研究動向を示した。フランス史研究では、同論集にも寄稿しているG・ノワリエルがこの分野での先駆者であり、国家の政治社会史研究の必要性を提唱している。

民事籍を対象とする本研究は、このような動向の中に位置づくと同時に、民事籍制度を固定的な制度として捉えるのではなく、それをめぐる議論や力関係のなかに位置づけることを目指す。上述のトーピーは、行政への登録や法的な文書がアイデンティティの形成に大きく作用すると主張するが、それに即して述べれば、本研究は公民意識・国民意識の実際の様態を具体例にもとづきつつ明らかにできる。また、有権者名簿への登録は民事籍と不可分であったことを考えると、普通選挙や民主政がどのように認識されていたのかを知ることにもつながる。

3. 研究の方法

本研究では、国家がなぜ、どのようにして市民を把握しようとしていたのか、市民の側が国家の存在をどのように認識・受容していたのか、の二つの視点を軸に、(1)事業決定に至る過程と議論、(2)事業の概要(体制・人員、業務の具体相、経費)、(3)行政組織間の協力、民間団体との連携、(4)住民の対応、の4点について調査をおこなった。

(1)について、復元事業に際しては特別法が制定され、省庁や住民個人の協力の義務が明記されたほか、事業の終了も法により決定された。この立法過程を通じて、国家による市民/国民の把握という近代国家の根幹が、公的にどのように論じられていたのかを知りうる。

(2)および(3)は、いずれも事業の具体的側面であり、本研究に関する基礎的な史実を提供するものである。事業につぎ込まれた人的・経済的資源、事業を進める上での技術的な困難、他の行政組織や教会も含めた民間団体との連携などが対象となる。

(4)の住民の対応は、本研究が社会史的な次元を備えたものになる上で重要な部分である。この種の事象の常として史料は限られているものの、上記の(2)と(3)の研究においても住民の態

度は垣間見える。

利用した史料に関して、主要なものは上述のパリ市文書館のV9E系列である。これは民事籍復元事業に関する公文書の集成で、台帳7冊と史料箱119個からなり、パリ市の担当部局や関連委員会における議論と決定、省庁・議会などの書簡、住民から提出された文書の審査記録などが含まれている。研究においては、現地での史料調査によってこのほぼすべてを閲覧することができた。また、補足する文書資料として、フランス国立文書館(Archives nationales) BB1/212(復古王政期の民事籍簿について)、BB30/1607-1609(パリ民事籍簿復元事業に関する議会外委員会関連文書)およびパリ警視庁文書館(Archives de la Préfecture de police) DA1系列なども閲覧し、関連する情報を収集した。このほかに、官報に掲載されている議会議事録と、当時の主要日刊紙として*Le Temps*を閲覧した。

4. 研究成果

研究は、平成28年度から平成31年度の4年にわたり実施し、二度の集中的な現地史料調査によって史料のほぼすべてを閲覧することができた。

【おもな成果】

(1) 事業決定に至る過程と議論

事業の構想は、パリ=コミュンが終焉を迎えた直後の1871年6月初頭に、行政長官チエールと法務相デュフォールのあいだで持ち上がり、まもなく議会に委員会が設置されて法案が作成された。上程された法案では、専門の行政委員会を設置して事業の遂行にあたること、委員は法務大臣が任命すること、復元に際しては各行政組織のほか裁判所や公証人が保管している諸記録のなかから復元を可能にする情報を収集すること、パリの各区長が住民に対して調査をおこなうこと、費用はパリ市と国とが折半で負担することなどが定められた。

復元をめぐる議論においては、技術的・財政的な主題が相当の部分を占めており、制度の必要性についての議論は少なかった。当時の主要紙の一つである*Le Temps*に関する限り、事業への言及は希であり、とりわけ論評は皆無に近かった。議会内での議論についても、法制定時の1873年前後に集中的におこなわれたものの、事業の開始後はその是非を根本から問うような議論は沈静化していた。

(2) 事業の概要

事業は、1872年2月12日法にもとづいて開始され、1893年6月5日法により終了が決定、実際の終了は97年であった。

実施形態については、パリ市に設置された専門部局が主体となったが、その運営は法務大臣、セーヌ県、パリ市議会の三者の共同によるものとされた。市議会は、具体的な運営に關する余地は制度的に少なかったものの、予算の審議を通じて影響を及ぼすことが可能であった。運営委員会には25年を通じて合計42名が任命され、その大半は判事をはじめとした法曹であった一方、市議会議員はそこから排除されていた。復元された記録に承認を与えて公的な文書にするのは、この運営委員会の役割であった。一方、実際の復元作業にあたる事務官は、当初は282名で活動を開始し、プロニャール宮(現・パリ証券取引所)で作業に従事した。

復元作業は、以下の3通りで実施された。提出された民事籍抄本をもとに新たな原本を作成する。当人の申告をもとに新たな原本を作成する。公的文書をもとに行政がみずからの判断で作成する。なお、に關連して、各教会は信徒に関する教区記録の複製を行政に提出することも規定された。

事業は、25年にわたる期間を通じ269万件(出生142万件、婚姻35万件、死亡92万件)の記録を復元した。これは焼失した民事籍簿の約3分の1に相当する。上記の区分に即して述べれば、が約66万件、が約43万件、が約160万件であった。事業予算の総額は1890年末時点で472万フランであり、この2分の1を国が市に対して補填した。

(3) 行政組織間の協力、民間団体との連携

国家元首や主要閣僚が主導したにもかかわらず、行政内の協力体制は十分だったとはいえない。たとえば陸軍省は、徴兵の際に詳細な個人情報収集していたにもかかわらず、復元事業にはいっさい協力しなかった。また、国会の管理課も、議員の出生記録を保管していたにもかかわらず、それを提出しなかった。他方、パリ市議会は、多数の事務官を事業に充当することについて批判的で、しばしば人員の削減を求めた。その結果、当初282名だった人員は、1875年には半数に満たない121名、1880年には53名へと大きく減少し、事業末期の1891年には8名が作業に従事していたに過ぎなかった。市議会はまた、事業がセーヌ県文書館に移管されることを要求してもいた。

こうした消極性や批判のなかで、作業そのものにも問題が生じていた。復元作業は基準や手法が確立しないままはじまり、人員が不足し体制が整わないなかで実施されたため、重複して復元された記録が少なくなかった。重複のために取り消し扱いになった記録は1890年時点でじつに23万件に達していた。

(4) 住民の対応

これは、本研究を通じてもっとも解明が困難であった点である。非協力的な態度を取り、発行済みの抄本や教区簿記録の提出を求められても容易には応じなかった住民がいたことは判明しているが、それがどれほどの数であったのか、また作業の遂行にどれほどの影響を及ぼしたのかは、現時点では不明である。

【成果の位置づけとインパクト】

本研究を通じてうかがえるのは、1870～90年代のフランスにおいて、市民の基礎的個人情報の行政による一元的管理について、行政と市民の双方において関心が高いとはいえなかったということである。当時のフランスでは、1848年に導入された（男性）普通選挙制が実質化しつつ定着し、また労災補償や年金の制度化が俎上に載せられつつあった。これらは行政による個人の特定・掌握を前提とするが、住民の一部は、自身の公的記録が行政機関内に存在することに意味を見出していなかったと考えられる。一方、行政の側を見ると、学校教育が義務化され、徴兵制度が整備される時期であったにもかかわらず、個人の基礎的情報の管理については、行政内部でも意識の違いがあった。国家と社会の近代化が大きく進む時代にあって、住民と行政の双方において、国家制度に対する意識、もしくは公民としての意識の希薄さがみられたのである。

個人情報の管理のあり方とそれをめぐる意識を軸にして、国家の実態に迫ろうとした研究は、西欧近代史研究においてははまだ少なく、その限りで本研究には大きな意義があると考えられる。政治史研究が社会史的な次元をも含めてなされつつある現在、そうした動向を具体的かつ包括的に示しうる研究として、また、個人情報と公民意識という現在性・普遍性を併せ持つ研究として、比較史の可能性にも開かれている。

【今後の展望】

本研究の最終的な成果は、論集内論文（日本語）として公開する予定であるほか、フランスの学術雑誌への投稿を目指す。

その上で、比較史の可能性については上述の通りであるが、フランス近代史に限っても、民事籍簿が復元された事例がいくつか存在する。たとえば、ナポレオン戦争末期の対仏同盟軍による占領のなかで、エーヌ県ソワソン郡の民事籍簿の一部が焼失し、王政復古初期に政府がその代替措置を指南していたことが判明している。ほかにも、フランス革命期を通じて教区簿や民事籍簿の破壊は各地で生じており、何らかの措置が講じられたか、少なくとも検討された可能性がある。これらの事例について調査をおこなうことで、本研究の成果を歴史的に位置づけられる。

（以上）

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 長井伸仁	4. 巻 第30号
2. 論文標題 第二次大戦後のフランスにおける司祭と労働について	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 文化交流研究	6. 最初と最後の頁 43-51
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計2件

1. 著者名 平野千果子、長井伸仁、鈴木道也、加藤耕一、阿河雄二郎、坂野正則、高橋暁生、西山暁義、前田更子、小田中直樹、横原茂、館葉月、南祐三、中村督、鈴木道彦、宮下雄一郎、長島澗	4. 発行年 2019年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 362
3. 書名 新しく学ぶフランス史	

1. 著者名 指昭博、塚本栄美子、長井伸仁、徳橋曜、中谷功治、太田敬子、並河葉子	4. 発行年 2017年
2. 出版社 彩流社	5. 総ページ数 256
3. 書名 キリスト教会の社会史	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----